

令和4年第12回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和4年12月12日（月） 午前9時30分～午前10時30分
場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一
7番：塚本 壽	8番：山田 和治	9番：寺本 眞理子
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：10名）

2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治	5番：田口 宗一
6番：下崎 省一	7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子
9番：藤井 雅史	10番：小崎 良一	11番：木川 保
14番：草野 義雄		

（欠席：5名）

1番：本郷 昭博	4番：矢野 解光	12番：一川 清
13番：西村 隆	15番：淵上 米作	

○農業委員会事務局：4名

事務局長：梶 浩之	事務局次長：才保 親哉
係 長：大浪 和典	主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第20号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2	報告第21号	農地形状変更届出書について
日程第3	報告第22号	農地法施行規則第29条の規定による届出について
日程第4	報告第23号	農地法施行規則第53条の規定による届出について
日程第5	議案第42号	事業計画変更承認申請書審議について
日程第6	議案第43号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第7	議案第44号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第8	議案第45号	農用地利用集積計画の審議について

発 言 者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和4年第12回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は、3番の〇〇委員、4番の〇〇委員に指名します。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第20号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。</p> <p>2番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。</p> <p>3番、土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第20号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第20号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第21号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p>

	<p>報告第21号、農地形状変更届出書について。</p> <p>農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細、申請人の住所・氏名及び工事期間・盛土高については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、毎年7～8月に雨で浸水するため、盛土を行い、柿及び野菜を作付けする。ということです。</p> <p>総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、芦北農村公園の西側、約270mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地の周囲に農地は無く、影響はないと感じました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を2番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>7日に現地確認を予定しておりましたが、私が当日行けなかったので、後日確認を行いました。申請地は少し下がっている場所で、他に迷惑がかかるようなことはないと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局の説明どおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第21号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第21号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第22号「農地法施行規則第29条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第22号、農地法施行規則第29条の規定による届出について。</p> <p>農地法施行規則第29条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、農業用倉庫です。</p> <p>総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p>

	<p>申請地は、尾奈古集落センターの北側、約220mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、農業用の倉庫を建築しても近隣の農地への日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を10番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局から説明のあったとおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>説明のとおりでございます。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願い致します。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>報告第22号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第22号について、これで終わります。</p> <p>次に、報告第23号「農地法施行規則第53条の規定による届出について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお願いします。</p> <p>報告第23号、農地法施行規則第53条の規定による届出について。</p> <p>農地法施行規則第53条第1項の規定による届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、携帯電話無線基地局です。</p> <p>総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、牛淵バス停の東側、約140mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障は無いと感じました。</p>

議案書に戻ります。

2番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、携帯電話無線基地局です。

総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、女島地区生涯学習センターの東側で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、野菜が作付けされていますが、転用箇所については角地で面積も小さいため、携帯電話無線基地局を設定しても、周辺農地への支障はないと感じました。

議案書に戻ります。

3番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、携帯電話無線基地局です。

総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、塩浸公民館の南西側、約180mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障はないと感じました。

議案書に戻ります。

4番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、携帯電話無線基地局です。

総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、大野小学校の西側、約360mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、野菜が作付けされていますが、転用箇所については角地で面積も小さいため、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障はないと感じました。

議案書に戻ります。5ページをお願いします。

5番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおり

りです。

転用目的は、携帯電話無線基地局です。

総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、上井牟田地区ふれあいセンターの南側、約100mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、甘夏が作付けされていますが、転用箇所については角地で面積も小さいため、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障はないと感じました。

議案書に戻ります。

6番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、携帯電話無線基地局です。

総会資料の8ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、岩屋川内バス停の西側、約150mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、野菜が作付けされていますが転用箇所については角地で面積も小さいため、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障はないと感じました。

議案書に戻ります。

7番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、携帯電話無線基地局です。

総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、黒岩地区公民館の南西側、約130mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障はないと感じました。

議案書に戻ります。

8番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は、携帯電話無線基地局です。

	<p>総会資料の10ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、大川内バス停の南側、約370mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障はないと感じました。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>9番、土地の詳細及び所有者・申請者の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、携帯電話無線基地局です。</p> <p>総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、長沢地区公民館の北東側、約210mの場所で、黒く塗りつぶしている部分が転用箇所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、携帯電話無線基地局を設置しても、周辺農地への支障はないと感じました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>先日、現地確認いたしまして、農地の利用については、かなり配慮した位置に建設されていきました。少し気になったのが、既に建っていたので、他の都合で移動しないといけない場合が困るかなと思いました。今回は農地形状を上手く利用されていきましたが、現地を確認した後に建設していただければと思います。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇委員の言われたとおりです。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>2番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局の説明とおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局の説明とおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>3番から4番の案件をまとめて、5番の〇〇委員にお願いします。</p>

〇〇委員	8日の現地確認が出席できませんでしたので、後日確認しました。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	5番の案件を9番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局の説明どおりです。ミカンの木の邪魔にはならないので、問題ないと思いました。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員と立ち会いました。問題ないと思いましたので、よろしくお願いいたします。
議長	6番から7番の案件をまとめて、8番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	現地確認当日は欠席しましたが、9日に確認をしました。工事がきれいでしたが、総会後に行っていただけだと思います。他は事務局の言われたとおり問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	当日は用事があり欠席しました。説明のあったとおりです。
議長	8番の案件を10番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	先ほど事務局から説明のあったとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員の説明のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	9番の案件を6番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	現地確認当日は行けませんでした、前日確認しました。問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員の言われたとおりです。何ら影響はないと思いますので、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第23号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですが、先ほどありましたように、現地確認後に建設ということで、事務局とも検討していきたいと思います。 事務局からお願いします。
事務局	今回現地確認の際に、既に何箇所か建っておりました。当然、所有者の方には了解を取られて建設されているところです。この案件については、農業委員

	<p>会の許可ではなくて報告案件になりますので、業者の方が早く建てられている状況となっております。業者には、総会に報告が必要なのでそれまで待って、建設していただくように要望したいと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>そのようにご了解いただきたいと思います。</p> <p>次に、議案第42号「事業計画変更承認申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の6ページをお願いします。</p> <p>議案第42号、事業計画変更承認申請書審議について。</p> <p>農地法に係る事務処理要領第4の7(3)のエの規定に基づき、事業計画変更承認申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>これは、農地法第4条または第5条の転用許可に基づく事業計画において、やむを得ず事業計画の変更を行う場合に、農業委員会の意見を決定し、県知事の承認が必要になるため審議するものです。</p> <p>1番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事業計画変更事由は、当初計画では申請地に字宇ノ木28番1を含んでいたが、土砂仮置場や資材置場としての利用は他の土地で補うことができるという判断に至り、申請地から除外するため、今回事業計画変更するものです。</p> <p>総会資料の12ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、宇ノ木バス停の北側の場所で、黒く塗りつぶしている部分が今回申請地から除外する土地になります。</p> <p>総会資料の13ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。排水は、雨水のみで自然透水となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第42号について、質疑ありませんか。</p> <p>…7番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	<p>資料12ページの位置図で、①から⑤まで番号がある中に空白の場所があるのは、何故でしょうか。</p>
事務局	<p>②と③の間の土地だと思いますけれども、そこについては農地ではありませんでしたので、転用が不要となりますが、工事の計画には入っております。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>

	<p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。</p> <p>議案第42号について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、議案第42号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第43号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の7ページをお願いします。</p> <p>議案第43号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。 農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の14ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、大東地区公民館の北側、約200mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は養蜂業のための蜜源となる樹木を植栽し、適正に管理するということでした。</p> <p>総会資料の15ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は、譲受人の要望により、売り渡す。譲受人は、養蜂業を営んでいるため、自宅付近の農地を集約し、管理する。ということでした。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の16ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。 申請地は、橋本地区公民館の南西側、約220mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、レモンが作付けされており、譲り受けた後</p>

は引き続き栽培を行い、適正に管理するということでした。

総会資料の17ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は、高齢のため、後継者に贈与する。譲受人は、贈与を受け、耕作管理する。ということでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま。

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の18ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、橋本地区公民館の南西側、約240mの場所で、先ほど説明しました2番の案件の隣接地になります。

現地確認ですが、申請地は現在、レモンが作付けされており、譲り受けた後は引き続き栽培を行い、適正に管理するということでした。

総会資料の19ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。

申請理由ですが、譲渡人は、高齢のため、後継者に贈与する。譲受人は、贈与を受け、耕作管理する。ということでした。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま。

議案書に戻ります。8ページをお願いします。

4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

総会資料の20ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、大尼田地区生涯学習センターの北東側、約270mの場所になります。

現地確認ですが、申請地は現在、休耕地ですが、譲り受けた後は柿などを作付けし、適正に管理するということでした。

総会資料の21ページをお願いします。

	<p>契約の種類は売買です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は、町外に転居し、耕作できないため、譲渡する。譲受人は、家屋と共に譲受し、耕作管理する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>総会資料の22ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、八幡地区農村集落センターの南東側、約70mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、野菜が作付けされていますが、譲り受けた後は引き続き栽培を行い、適正に管理するということでした。</p> <p>総会資料の23ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は贈与です。</p> <p>申請理由ですが、譲渡人は、生前贈与を行うため、申請する。譲受人は、生前贈与を受け、耕作管理する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われます。判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を10番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局から説明のあったとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員の説明どおりです。よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>2番から3番の案件をまとめて、2番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局からの説明のとおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>

〇〇推進委員	事務局から説明のあったとおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。
議長	4番から5番の案件をまとめて、7番の〇〇委員をお願いします。
〇〇委員	4番は道路を拡幅する時に埋め立てられて、畑になっているとのこと。5番も埋め立てて、家が建てられる状態にしてあったところです。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局、〇〇委員と現地確認をしました。事務局が申されたとおり、問題ないと思います。よろしくをお願いします。
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第43号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>5番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の9ページをお願いします。</p> <p>議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会</p>

	<p>の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は、個人住宅です。</p> <p>総会資料の24ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、小崎地区公民館の北側、約110mの場所になります。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、耕作されておらず、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>総会資料の25ページをお願いします。配置図・排水計画図を載せています。給水については、地区の簡易水道を利用し、排水については、生活排水・雨水は集落排水を利用する計画です。</p> <p>総会資料の26ページをお願いします。農地区分図を載せています。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約8.4haです。</p> <p>総会資料の27ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりが10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、令和2年7月豪雨災害により、自宅が被災し、建て替えが困難であることから、申請地に居宅を新築するため、今回申請するもの」です。 <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>現地は道路を挟んだ場所で、農地には何ら影響はないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局と〇〇委員の説明のとおりです。何ら問題ないと思いますので、よ</p>

	<p>ろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第44号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第45号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の10ページをお願いします。</p> <p>議案第45号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は新規設定の3年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第45号について、質疑ありませんか。</p> <p>…7番、〇〇委員。</p>
〇〇委員	<p>賃借料の件ですが、困った問題が出てきております。耕作する人たちがどんどん少なく、引き受け手が少なくなってきました。少なくとも私の周囲ではそのような状況になってきていると感じます。賃借料については、資材は上がり、米の価格は下がり、専業で農業がやれるのかという状況です。これをどのように打開するか、直面している問題です。このまま賃借料を反当り60kgで大丈夫だろうか。地主さんにも税金等の負担がかかりますけれども、引き受けられないとなったら放置される状況になってきます。皆さんの知恵をお借りしたいと思います。</p>

議長	〇〇委員が言われたとおり、町全体で耕作者の高齢化・人口減少となっておりますので、皆さんからのご意見等があれば、お聞かせ願いたいと思います。
〇〇委員	事務局長からもお願いします。
〇〇事務局長	農政の方としましては、例えば、法人等の組合を作っただいて、皆さんでやっていただく。それから機械化を進める。農地については、補助整備を進める。農協の方に少しでも補助を出すというようなことで、取り組みをやっているところです。新規就農者についても、色々な方法を使って、町に新しい人が来るようにやっているところでございますけれども、今の取り組みを続けていくことかなと考えております。他に皆様からご意見があればお願いしたいと思います。
議長	他にありませんか。 …〇〇推進委員。
〇〇推進委員	私は、リウマチで百姓ができずに今は人に頼んでいるところですが、〇〇委員が言われたように、米を作っても利益がありません。今は米を買っているのですが、実際、買った方が楽だと感じております。 それと遊休農地を出さないようにと言われておりますけど、これも先ほど〇〇委員が言われていましたが、受け手が減ってきているので、管理しきれないのが現状だと思います。遊休農地を出すなという前に、米の価格を上げるなどの検討が先ではないかと思います。
議長	すぐ解決できるようなものではありませんけれども、皆さんから良い知恵があれば、またお願いしたいと思います。ご意見ありがとうございました。 他にありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。 お諮りします。 賃貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 これで、本日の農業委員会総会を閉会します。